

2019年10月18日

国の「高等教育の修学支援新制度」への確認申請について

平素より、山梨学院大学および山梨学院短期大学の教育研究活動にご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

経済状況に関わらず、しっかりとした進学意欲があれば、大学や短期大学等に進学できるチャンスを確保することができるよう、2020年4月から国による「高等教育の修学支援新制度」が実施されます。すでに、この制度の適用対象となる大学や短期大学等（確認大学等）が公表されておりますが、残念ながら、山梨学院大学と山梨学院短期大学は、この制度の対象機関となるための確認申請を行うことができませんでした。今回の確認申請が行われる時点では、対象機関となるための要件を充たす確実な見込が立たなかったことから、申請を見送ったためです。この制度を利用して山梨学院大学または山梨学院短期大学への入学を検討されていた受験生、すでに本学で学んでいる在學生、ご家族のみなさまには、大変なご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

本日開催しました学校法人山梨学院の理事会におきまして、2021年4月からこの制度の適用を受けられるように、2020年度中に確認申請を行うべく必要な措置を講じること、また、山梨学院大学と山梨学院短期大学を進学先として選択していただいた受験生がその進路を断念したり、在學生が修学継続を断念したりすることがないように、国の修学支援新制度に代わる山梨学院としての独自の修学支援制度を導入することを決定いたしました。受験生を対象とした独自の制度については、別紙に詳細をまとめておりますので、ご参照ください。なお、在學生を対象とした制度については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

山梨学院は、学生たちの成長を第一の使命として、その教育力で評価される学校運営を目指して参りたいと考えており、学生たちの成長を実現する教育力において、実社会から評価される大学・短期大学となるべく、今後も努力を続けていくことをお約束いたします。

学校法人山梨学院
理事長 古屋 光司